

## 弘前市避難行動要支援者名簿登録制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、弘前市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の定めるところにより、災害時において支援を必要とする高齢者、障がい者などが、地域の中で必要な支援を受けられるようにするための制度を整備することにより、これらの者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において避難行動要支援者とは、主として高齢者、障がい者、その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする次に掲げる者（施設等に入所している者を除く。）をいう。

- (1) 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する者
- (2) 身体障害者手帳1～3級を所持する者
- (3) 愛護手帳（療育手帳）の「A判定」を所持する者
- (4) 精神保健福祉手帳1・2級を所持する者
- (5) 要介護3～5の認定を受けている者
- (6) その他、避難行動に支援が必要と認められる者

2 この要綱において避難支援等関係者とは、市消防本部、警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、町会、自主防災組織、福祉事業者、その他避難支援等の実施に携わる関係者をいう。

3 この要綱において関係課とは、福祉総務課、障がい福祉課、介護福祉課、防災課、その他避難行動要支援者の支援に必要な課をいう。

### (避難行動要支援者名簿の作成)

第3条 市長は、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。

2 前項の名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、または記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所または居所
- (5) 電話番号その他連絡先

- (6) 避難支援等を必要とする事由
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- 3 市長は、第1項の規定による名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 4 市長は、第1項の規定による名簿の作成のため必要があると認めるときは、県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

- 第4条 市長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第1項の規定により作成した名簿に記載し、または記録された情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。また、名簿情報に変化が生じたときは、市及び避難支援等関係者間で共有するよう努める。ただし、避難行動要支援者がこれに同意をしていない場合は、名簿情報を提供することができない。
- 3 前項ただし書の規定にかかわらず、市長は、災害が発生し、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合において、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報提供の同意および情報の登録)

- 第5条 前条第2項に同意する避難行動要支援者は、弘前市避難行動要支援者名簿登録申請書(様式第1号)(以下「名簿登録申請書」という。)を市長に提出するものとする。なお、避難行動要支援者は、地域支援者の記載にあたって、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。
- 2 前項の手続きについて、避難行動要支援者の身体の状態等により避難行動要支援者本人による必要事項の記載及び提出が困難な場合は、本人の家族等の者が本人に代わりこれを記載し、提出することができる。
- 3 市長は、民生委員・児童委員等の協力を得て、避難行動要支援者の把握および登録のために必要な調査を行うことができる。
- 4 避難行動要支援者は、前項の調査の際、第1項の申請の手続きをとることができる。
- 5 第1項から第4項の規定により申請のあった避難行動要支援者に係る情報は、福祉総務課が名簿に登録し、介護福祉課が管理・整理するとともに関係課間で共有することができる。なお、提出された名簿登録申請書は福祉総務課において保管する。

(登録内容の変更)

- 第6条 登録を行った避難行動要支援者は、登録時に自ら提供した情報について変更が生じ

た場合には、名簿登録申請書により、速やかに市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに避難行動要支援者に関する情報を変更する。
- 3 市長は、避難行動要支援者に関する情報に変更があることを知り得た場合で登録者から第1項の規定に基づく変更の届出がなされないときには、職権により避難行動要支援者に関する情報の変更をすることができる。

(避難行動要支援者登録台帳の作成および提供)

第7条 市長は、第5条第1項に規定する名簿登録申請書の提出に基づき、個々の避難行動要支援者に対する避難行動要支援者登録台帳（以下「登録台帳」という。）を作成する。

- 2 登録台帳は名簿情報とともに避難支援等関係者に提供する。登録台帳の提供にあたっては、第4条第2項の規定を準用するものとする。

(個別避難計画の策定)

第8条 市長は、地域防災計画の定めるところにより、要支援者名簿に登録されている避難行動要支援者について、災害時等において必要な支援を円滑かつ迅速に行うための情報を備えた個別避難計画を策定する。

- 2 前項の個別避難計画の様式は、第5条第1項に規定する名簿登録申請書を使用するものとする。
- 3 市長は、避難支援等関係者に対し、個別避難計画の策定及び避難支援等関係者間の役割分担の調整等について協力を求めることができる。
- 4 個別避難計画は名簿情報とともに避難支援等関係者に提供する。個別避難計画の提供にあたっては、第4条第2項の規定を準用するものとする。
- 5 市長は、第1項の規定により策定した個別避難計画の情報に変更が生じた場合、速やかに個別避難計画に関する情報を変更する。

(提供申請書兼誓約書の提出)

第9条 第4条第2項、第7条第2項および第8条第4項の規定により名簿情報、登録台帳および個別避難計画（以下「名簿等」という。）の提供を希望する避難支援等関係者（市消防本部、警察、民生委員・児童委員を除く。）は、避難行動要支援者名簿提供申請書兼誓約書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(避難支援等関係者による支援)

第10条 避難支援等関係者は、名簿等に基づき避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

- 2 避難支援等関係者は、名簿等を活用し、避難行動要支援者の安否確認を行う。
- 3 避難所等において、名簿等、その他避難行動要支援者に関する情報は、避難所等の責任者に共有し、その後の生活支援に活用するよう努める。

(個人情報保護および名簿情報の管理)

第11条 名簿情報の漏えい防止のために必要な措置を講じるため、名簿等の提供を受けた避難支援等関係者は、当該避難支援等関係者における個人情報保護に関する取扱方針等の整備に努めるとともに、名簿等の破損、改ざんその他個人情報の漏えい等の事故を防止するために、次の各号に掲げるとおり名簿を適正に管理しなければならない。

- (1) 名簿等管理責任者を選任し、市長に届け出ること。
- (2) 名簿等管理責任者は原則として、申請のあった避難支援等関係者の代表者が就任するものとする。ただし、名簿等管理責任者が特に必要と認める場合は、申請のあった避難支援等関係者の構成員の中から名簿等保管責任者を定め、名簿等を保管させることができる。
- (3) 施錠管理を確実に行うとともに、名簿等管理責任者、名簿等保管責任者のみが鍵を管理すること。
- (4) 複写しないこと。
- (5) 電子データに加工しないこと。
- (6) 名簿等管理責任者、名簿等保管責任者以外の当該避難支援等関係者の構成員に名簿等の登載事項を知らせる必要がある場合は、名簿等管理責任者、名簿等保管責任者の立ち合いの下で閲覧させる方法によること。  
なお、当該避難支援等関係者に属する者が多数に及ぶ場合は、あらかじめ名簿等を閲覧できる者を定めておくなど、適切な管理を行うこと。
- (7) 名簿等の更新の際には、更新前の名簿等を市長に返却のうえ、更新後の名簿等の提供を受けること。
- (8) 避難支援等関係者は、名簿等を紛失したときは、速やかに市長に報告すること。

2 避難支援等関係者は、第10条各号に掲げる支援以外の目的で名簿等の情報を利用してはならない。

(秘密保持義務)

第12条 第4条第2項、第7条第2項および第8条第4項の規定により名簿等の提供を受けた避難支援等関係者その他の者は、正当な理由がなく、当該名簿等の情報および支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。また、支援をする役割を離れた後も同様とする。

(市の責務)

第13条 市長は、避難支援等の災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

2 市長は、要支援者が避難指示等による避難のための立退きの指示を受けた場合に、円滑に避難のための立退きを行うことができるよう情報伝達に特に配慮する。

(登録の取り消し)

第14条 市長は、避難行動要支援者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、登録を取り消す。

- (1) 避難行動要支援者が名簿登録の削除を希望したとき
- (2) 避難行動要支援者が死亡したとき
- (3) 避難行動要支援者が市外に転出したとき
- (4) 避難行動要支援者が入院または入所などにより自宅に戻れる見通しが立たないとき
- (5) 避難行動要支援者が第2条第1項の各号いずれにも該当しなくなったとき
- (6) 避難行動要支援者の所在が不明なとき

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、弘前市避難行動要支援者名簿登録制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成28年弘前市告示第181号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年弘前市告示第578号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和3年弘前市告示第132号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和6年弘前市告示第274号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。